

八幡市障がい者地域生活支援協議会について

◎地域生活支援協議会とは？

障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。それに基づき、当市では平成 20 年 8 月に「八幡市障害者自立支援協議会」を設置しました。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法に代わって障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行されました。この法律に基づく支援を総合的に行うことにより障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すという方向性が示されました。協議会についてはこの法律で規定されており、平成 30 年度より「八幡市障害者自立支援協議会」の名称を「八幡市障がい者地域生活支援協議会」へと変更しています。

◎目的

相談支援事業の充実を図るとともに、障がい者生活支援センターと、障がい福祉サービス事業者をはじめ保健・医療、教育・雇用関係機関等とのネットワークを構築することによって、利用者本位の福祉サービスの普及・改善を図り、障がい者の自立と社会参加を促進します。

◎主な機能

ネットワーク構築機能

- ・個別ケア会議からの問題提起を受け、資源開拓に向けた専門部会、全体会議等、関係者・機関のメンバーが顔を合わせ、役割分担をしながら連携します。

資源改善・開拓・開発機能

- ・課題の共有を通じてフォーマル、インフォーマルを問わず福祉サービス等の社会資源を検討し、その改善・開拓・開発につなげます。

困難事例への対応機能

- ・困難事例について、ケアマネジメント従事者を中心に個別ケア会議を開催し、サービスの調整・支援計画の作成を行います。

評価機能

- ・障がい者生活支援センターの運営評価を行います。
- ・全体会議において、事業活動報告を受け事業評価を行います。

八幡市障がい福祉計画の 具体化に向けた機能

- ・計画の進捗状況を把握し、計画を具体化していきます。
- ・八幡市の社会資源を把握します。

組織強化機能

- ・地域生活支援協議会委員を中心に研修を行い、全体のレベルアップに向け機能強化を図ります。

■ 八幡市障がい者地域生活支援協議会組織図（イメージ）

